

○学校法人東京農業大学ハラスメント防止規程

制 定 平成 27 年 4 月 1 日

最近改正 平成 31 年 4 月 1 日

(目的)

第 1 条 この規程は、基本的人権の尊重、法の下での平等などを定める憲法、教育基本法、男女雇用機会均等法等の精神に則り、学校法人東京農業大学(以下「法人」という。)におけるハラスメントを啓蒙活動等により防止及び排除し、学生、生徒及び児童の勉学又は職員の職務遂行にふさわしい快適な学園環境を確保するとともに、万一ハラスメントが法人の構成員に生じた場合の救済等を行うことについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規程におけるハラスメントとは、次の各号に掲げるものをいう。

(1) セクシュアル・ハラスメント

ア 学生、生徒、児童又は職員が意図すると否にかかわらず、性差別的、性的な言動又は性的少数者への差別的な言動によって、相手を不快にさせる行為

イ 学生、生徒、児童又は職員が利益もしくは不利益を与えることを利用して、又は利益を与えることを代償として、相手に性的な誘い又は要求をする行為

(2) アカデミック・ハラスメント

教育・研究の場において、職員又はこれに準ずる者が、その地位又は職務権限を利用し、これに抗し難い地位にある者に対して、相手によって差別したり、人格を否定したり、必要以上に厳しく指導したり、指導を放棄することにより、相手方の勉学・研究意欲や学習・研究環境を害する言動又は行為

(3) パワー・ハラスメント

職場において、職員又はこれに準ずる者が、職務上の地位や人間関係等の職場内の優位性を背景に、その地位又は職務権限を利用し、これに抗し難い地位にある者に対して、相手によって差別したり、人格を否定したり、必要以上に厳しく指導したり又は指導を放棄することにより、相手方の就労意欲や就労環境を害する言動又は行為

(4) マタニティ・ハラスメント

ア 女性職員が妊娠や出産、育児に伴う就業制限、出産休暇及び育児休業等を取得することに対して、精神的・肉体的な嫌がらせや、不利益な扱いを受ける言動又は行為

イ 職員が意図すると否にかかわらず、妊娠や出産に関する否定的な言動によって、休業制度等を利用しにくい就労環境を形成する行為

(5) パタニティ・ハラスメント

男性職員が育児休業又は育児短時間勤務等の制度を取得することに対して、否定的な言動によって、休業制度等を利用しにくい就労環境を形成する行為

(6) ケア・ハラスメント

ア 職員が要介護者の介護に伴い、介護休暇及び介護休業等を取得することに対して、精神的な嫌がらせや、不利益な扱いを受ける言動又は行為

イ 職員が意図すると否にかかわらず、介護に関する否定的な言動によって、休業制度等を利用しにくい就労環境を形成する行為

(7) その他のハラスメント

職員が、優位的地位又は継続的關係を利用して他の学生、生徒、児童及び職員等に対して行う前各号の規定に準ずる不適切な言動又は行為

(法人の責務)

第3条 法人は、ハラスメントを差別、人権侵害として禁止するとともに、その防止及び排除するため、学生、生徒、児童及び職員等法人のすべての構成員に対する啓発指導を行うものとする。

2 法人は、前項に規定するハラスメントの防止等を行うため、リーフレット等を作成し、啓発指導に努めるものとする。

3 法人は、万一ハラスメントによる問題が法人の構成員に生じた場合においては、必要な措置を迅速かつ適切に講じなければならない。

(学生、生徒、児童及び職員等の責務)

第4条 学生、生徒、児童及び職員は、相互に個人の人格を尊重するよう努め、ハラスメントを行ってはならない。

2 学生、生徒、児童及び職員は、前条第1項に規定する法人の禁止事項を深く認識し、ハラスメントの防止及び排除に努めなければならない。

(ハラスメント防止委員会)

第5条 法人におけるハラスメントの防止及び排除並びに救済等の措置を講ずるため、法人の各学校又は各キャンパスに別表第1に定めるハラスメント防止委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(委員)

第6条 前条に規定する各委員会は、別表第2に定める委員長及び委員並びに幹事をもって構成する。

2 必要あるときは、委員長は、理事長の許可を得て、弁護士等外部有識者を加えて防止委員会の委員を指名することができる。

(審議事項及び業務)

第7条 委員会は、次の事項を審議する。

(1) ハラスメントの苦情及び相談の対応に関する事項

(2) ハラスメント防止及び排除のための教育及び啓蒙活動に関する事項

(3) ハラスメントにおける被害者の救済に関する事項

(4) ハラスメントにおける事実調査及び認定に関する事項

(5) その他ハラスメントに関する必要な事項

(会議)

第8条 委員会は、委員長が招集し議長となる。

2 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員の互選により選出された者が代行する。

3 委員会は、委員総数の3分の2以上の出席によって成立し、議事は、出席委員の過半数以上の賛成をもって決定する。可非同数の場合は、議長がこれを決する。

- 4 前項の規定にかかわらず、議長が必要と認めるときは、期間及び方法を定め、電子的手段を用いて、議事について、委員の過半数以上の賛成をもって決定する。可否同数の場合は、議長がこれを決する。
- 5 委員長が必要と認めるときは、構成員以外の出席を求め、意見を聴くことができる。
- 6 委員会の事務は、幹事が行う。

(合同会議)

第9条 第5条に規定する委員会は、必要に応じ、他の学校又はキャンパスの委員会と合同で開催することができる。

- 2 前項に規定する委員会の議長は、それぞれの委員長の合議により決定する。
- 3 合同会議の議事運営は、前条第3項、第4項及び第5項を準用する。

(委員長の責務)

第10条 委員長の責務は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 相談員からの報告又は相談員会議の結果、ハラスメントの疑いがあると認められた場合は、その事実調査を相談員に指示する。
- (2) 前号の調査の結果、ハラスメントの事実を確認したときは、委員会を招集し、必要に応じて事実内容を確認調査し、審議の上、ハラスメントに該当するか否かについて認定を行う。
- (3) 委員会の審議結果を当該部門長に報告し、当該部門長の指示に基づき速やかにその対応を行う。
- (4) ハラスメント防止のための教育及び啓蒙活動を行い、学生、生徒及び児童の勉学又は職員の職務遂行にふさわしい快適な学園環境を確保することに努める。

(苦情・相談窓口)

第11条 法人におけるハラスメントに関する苦情については、適切かつ迅速な対応に努めるとともに各学校又は各キャンパスに次表の苦情及び相談窓口を設ける。

- (1) 学生、生徒及び児童にかかる苦情・相談窓口

部門又はキャンパス	苦情・相談窓口の対応部局等
東京農業大学[世田谷キャンパス]	学生部学生課
東京農業大学[厚木キャンパス]	事務部学生教務課
東京農業大学[オホーツクキャンパス]	
東京情報大学	事務局学生教務課
東京農業大学第一高等学校・中等部	各学校の全職員
東京農業大学第二高等学校	
東京農業大学第三高等学校・附属中学校	
東京農業大学稲花小学校	

- (2) 職員等の構成員にかかる苦情・相談窓口

部門又はキャンパス	苦情・相談窓口の対応者
法人本部・理事長室・内部監査室・戦略室	総務部長又は人事課長
東京農業大学[世田谷キャンパス]	大学院委員長，学部長又は事務局長
東京農業大学[厚木キャンパス]	大学院委員長，学部長又は事務部長
東京農業大学[オホーツクキャンパス]	

法人全般

学校法人東京農業大学ハラスメント防止規程

東京情報大学	大学院委員長，学部長又は事務局長
東京農業大学第一高等学校・中等部	副校長，教頭又は事務部長
東京農業大学第二高等学校	
東京農業大学第三高等学校・附属中学校	
東京農業大学稲花小学校	

- 2 前項に定める苦情・相談窓口の対応部局等及び対応者を欠く場合，必要に応じて部門長の指名により置くことができる。

(相談員等)

第12条 前条第1項第1号に規定する窓口に，別表第3に定めるハラスメントに関する苦情の申し出及び相談に対応するためのハラスメント相談員(以下「相談員」という。)を置く。

- 2 前項に規定する相談員は，委員長が委嘱する。
- 3 相談員は，氏名及び連絡先を公表し，学生，生徒，児童及び職員が常時相談，助言等を受けられるよう措置する。
- 4 第1項にかかわらず，高校，中学校及び小学校の校長は，生徒，児童及び保護者が常時ハラスメントの相談，助言等を受けられるよう全職員が対応者であることを周知するなどの必要な措置を講ずるものとする。
- 5 ハラスメントの相談を受ける者は，苦情・相談への対応に当たり，関係者のプライバシーや名誉の保護に充分配慮するものとする。

(相談員の任務及び業務)

第13条 相談員の任務は，次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 学生，生徒，児童及び職員等からのハラスメントに関する苦情及び相談への対応，問題解決
- (2) 委員会委員長への報告
- 2 相談員の業務は，次の各号にかかげるものとする。
- (1) ハラスメントに関する相談を受け付け，相談記録を作成すること。
- (2) 相談に対する対応手順について，相談を申し出た者(以下「相談者」という。)に説明すること。
- (3) 相談者から事実関係を確認すること。
- (4) 相談者が，ハラスメント事案として対応を希望する場合に，相談者の同意を得た上で相談の内容について委員会委員長に報告すること。
- (5) 部門長及び委員会委員長の求めに応じ，事態の内容や状況に応じて取るべき対応措置について協議すること。
- 3 相談員が前2項に定める任務及び業務を行うにあたり，弁護士等外部有識者を加えることができる。

(相談員会議)

第14条 相談員会議は，相談員をもって構成し，必要に応じて委員会委員長が招集し，開催する。

- 2 必要あるときは，相談員会議に弁護士等外部有識者を加えて意見を聴くことができる。
- (研修)

第15条 相談員は，その任務を遂行する上で必要な研修を受けなければならない。

(事実確認及び対応の手順)

第16条 第11条に規定する苦情・相談窓口にはラスメントの申し出があった場合は、別表第4のとおりの手順で事実確認及び対応を行うものとする。

2 前項に規定する事実確認及び対応を行った結果、ハラスメントの事実を確認したときは、当該部門長へその事実を速やかに報告するものとする。

(倫理委員会)

第17条 前条第2項に規定するハラスメントが、当該事案が学校法人東京農業大学倫理規程に抵触するおそれがあると判断したときは、部門長は、理事長に速やかにその事実を報告しなければならない。

2 理事長は、前項の報告を受け、必要があると判断したときは、学校法人東京農業大学倫理委員会に諮問するものとする。

(秘密保持)

第18条 委員会の構成員、相談員及び相談者その他関係者は、関係者のプライバシーの保護に努めると共に知り得た情報を他に漏らしたり、私事に利用してはならない。

(不利益取扱の禁止)

第19条 学生、生徒、児童及び職員等法人のすべての構成員は、ハラスメント相談の申し出、当該ハラスメントに係る調査への協力その他の対応に起因して、相談者及び当該ハラスメント相談に関係した者に対して不利益な取扱いをしてはならない。

(虚偽への対応)

第20条 相談者が故意に虚偽の言動を行ったことが判明した場合、委員会委員長は、諸規則諸規程に基づき処分を申請することができる。

附 則

1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

2 次に掲げる規程等は、廃止する。

(1) 学校法人東京農業大学ハラスメント防止等に関する規程(平成18年4月1日施行)

(2) 学校法人東京農業大学ハラスメント防止委員会内規(平成18年4月1日施行)

(3) 東京農業大学及び東京情報大学ハラスメント相談内規(平成18年4月1日施行)

(4) 東京農業大学第一、第二、第三高等学校、第一高等学校中等部及び第三高等学校附属中学校相談内規(平成18年4月1日施行)

附 則

この規程は、平成28年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

法人全般

学校法人東京農業大学ハラスメント防止規程

別表第1 ハラスメント防止委員会(第5条関係)

学校又はキャンパス	名 称	対 象 者
東京農業大学 [世田谷キャンパス]	世田谷ハラスメント 防止委員会	大学生及び大学院生
東京農業大学 [厚木キャンパス]	厚木ハラスメント 防止委員会	大学生及び大学院生
東京農業大学 [オホーツクキャンパス]	オホーツクハラスメント 防止委員会	大学生及び大学院生
東京情報大学	情報大ハラスメント 防止委員会	大学生及び大学院生
東京農業大学第一高等学校 ・ 中等部	一高ハラスメント 防止委員会	中学生及び高校生
東京農業大学第二高等学校	二高ハラスメント 防止委員会	高校生
東京農業大学第三高等学校 ・ 附属中学校	三高ハラスメント 防止委員会	中学生及び高校生
東京農業大学稲花小学校	稲花小ハラスメント 防止委員会	小学生
学校法人東京農業大学	大学教務職員等ハラスメ ント防止委員会※	大学の教務職員並びにこれ に準ずる職員
	一般職員等ハラスメント 防止委員会	一般職員及びこれに準ずる 職員
	初等中等学校教務職員等 ハラスメント防止委員会	高校、中学校及び小学校の 教務職員並びにこれに準ず る職員

※大学教務職員ハラスメント防止委員会は、東京農業大学、東京情報大学にそれぞれ設置する。

別表第2 ハラスメント防止委員会委員(第6条関係)

名 称	委員長	委 員	幹 事
世田谷ハラスメント防止委員会	学生部長 [世田谷]	大学院委員長, 各学部長, 事務局長, 事務局長補佐, 委員長が指名する者	学生課長
厚木ハラスメント防止委員会	学生部長 [厚木]	学部長, 事務部長, 事務部次長, 各学科長, 委員長が指名する者	学生教務課長
オホーツクハラスメント防止委員会	学生部長 [オホーツク]	学部長, 大学院委員長, 事務部長, 事務部次長, 各学科長, 委員長が指名する者	学生教務課長
情報大ハラスメント防止委員会	学生部長	学部長, 大学院委員長, 事務局次長, 各学科長, 教養・教職課程主任, 委員長が指名する者	学生教務課長
一高ハラスメント防止委員会	教頭	副校長, 事務部長, 総務部長, 教務部長, 進路指導部長, 生活指導部長, 生徒会指導部長, 入試広報部長, 委員長が指名する者	事務部次長
二高ハラスメント防止委員会	教頭	副校長, 事務部長, 総務部長, 教務部長, 進路指導部長, 生活指導部長, 生徒会指導部長, 入試広報部長, 委員長が指名する者	事務部次長
三高ハラスメント防止委員会	教頭	副校長, 事務部長, 総務部長, 教務部長, 進路指導部長, 生活指導部長, 生徒会指導部長, 入試広報部長, 委員長が指名する者	事務部次長
稲花小ハラスメント防止委員会	教頭	副校長, 事務部長, 総務主任, 教務主任, 生活指導主任, 委員長が指名する者	事務部次長
大学教務職員等ハラスメント防止委員会	第一専門委員会委員長	第一専門委員会委員(農大, 情報大), 委員長が指名する者	農大: 学事課長 情報大: 総務課長
一般職員等ハラスメント防止委員会	第二専門委員会委員長	第二専門委員会委員, 委員長が指名する者	人事課長
初等中等学校教務職員等ハラスメント防止委員会	第三専門委員会委員長	第三専門委員会委員, 委員長が指名する者	総学校長室長

(注) 部門長は、上表に定める委員を欠く場合、必要に応じて他の職員を委員として委嘱することができる。

法人全般

学校法人東京農業大学ハラスメント防止規程

別表第3 相談員(第12条関係)

学校又はキャンパス	相談員
東京農業大学 [世田谷キャンパス]	(1)学生相談室相談員, (2)学校医, (3)看護師, (4)教務職員 若干名, (5)学生課職員 若干名
東京農業大学 [厚木キャンパス]	(1)学生相談室カウンセラー, (2)学校医, (3)保健室 看護師, (4)教務職員 若干名, (5)学生教務課職員 若 干名
東京農業大学 [オホーツクキャンパス]	(1)相談室カウンセラー, (2)学校医, (3)医務室看護 師, (4)教務職員 若干名, (5)学生教務課職員 若干名
東京情報大学	(1)学生相談室相談員, (2)学校医, (3)看護師, (4)教 務職員 若干名, (5)学生教務課職員 若干名
第一高等学校・中等部	(1)学年主任, (2)生徒生活指導係, (3)養護教諭, (4) 看護師, (5)カウンセラー
第二高等学校	(1)学年主任, (2)養護教諭, (3)生活指導部担当教員
第三高等学校・附属中学校	(1)学年主任, (2)養護教諭, (3)生活指導部担当教員
稲花小学校	(1)校長が指名する者, (2)養護教諭

(注)東京農業大学及び東京情報大学の(4)及び(5)の相談員並びに高等学校, 中学校及び小学校の相談員は, 各学校又は各キャンパスの委員会委員長が委嘱する。

別表第4(第16条関係)

